

令和二年（二〇二〇）三月二十六日発行  
『大倉山論集』第六十六輯抜刷  
（公益財団法人 大倉精神文化研究所）

# 江戸小日向伊勢屋長兵衛の奉公人

岡崎寛徳

# 江戸小日向伊勢屋長兵衛の奉公人

岡崎寛徳

## 目次

はじめに

一 番頭と手代

二 下男・少年・女中

おわりに―「二統」と「出入之者」―

## はじめに

江戸の小日向三軒町に伊勢屋長兵衛という質屋が存在した。筆者は、その伊勢屋で作成された慶応期の「日記」(大倉精神文化研究所所蔵「金沢甚衛旧蔵資料」ウ三―二九―三三)を用いて、幕府や大名との関係、特に金銭の用立て、料理茶屋での饗応、藩の勝手向奉公などを取り上げた(拙稿「江戸山の手の質屋伊勢屋長兵衛と幕府・大名―用立・饗応・勝手向奉公―」『大倉山論集』六四輯、二〇一八年)。「山の手切つての名代の質商」とも称された伊勢屋は、小日向や小石川・大塚・牛込・飯田町あたりに屋敷を構えていた大名や旗本にとって必要不可欠な存在だったのである。

本稿では、同じ「日記」を典拠として、伊勢屋の奉公人に関する雇用や勤務の実態を解明していきたい。この「日記」は、伊勢屋の奉公人が書き留めたものである。具体的な動向を奉公人の目線で記されている点も興味深く、伊勢屋当主や奉公人の動向、訪問先や来客の対応などを見ることができ。

幸いなことに、慶応二年(一八六六)十二月二十日の「日記」には、伊勢屋の規模や奉公人の全体像を知る上で、特筆すべき内容が記されている。

### 【史料Ⅰ】

名主三四郎殿より昨日申越候二付、内々問合候処、樽役所より内々御尋有之趣二而、左之通り書出、

一、所持地面 式拾五ヶ所

此沽券金高 金壹万七千九拾両

一、質物・家質 凡金高壺万兩

一、家内人数 式拾三人

右之通、封書致、名主方江為持差出、使仙太郎

これによると、伊勢屋の所持地は二十五ヶ所あり、沽券金の合計は一万七〇九〇兩であった。質物・家賃は約一万兩にのぼり、「家内人数」が二十三人ということも判明する。

前日の十二月十九日、伊勢屋は名主飯塚三四郎から、ある依頼を受けていた。幕府への御用金に関する身元調査について、世話掛名主へ提出した際の下書があれば、それを一覽したいというものであった。そして、伊勢屋が内々に問い合わせたところ、江戸町年寄の樽役所からの調査依頼であることがわかり、書面に記して飯塚へ提出した内容の写しが【史料1】の文面である。

そこで、「日記」を丹念に読んでいくと、奉公人の名前や役割、雇用や給金など浮き彫りにすることができる。現存している記録は、慶応元年七月〜十二月（ウ三一―二九）、同二年七月〜十二月（ウ三一―三〇）、同三年正月〜六月（ウ三一―三一）、同七月〜十二月（ウ三一―三三）の四冊である。

なお、伊勢屋は江戸各所の所持地を「家守」に管理させていたが、この所持地と家守については別稿で述べることとした。

## 一 番頭と手代

### (1) 番頭細井貞治郎

まず、番頭についてであるが、「日記」には誰がつとめていたのかは明確に記されていない。しかし、慶応三年（一八六七）四月十日に書き写された小日向松ヶ枝町の家守からの書状には、宛先が「伊勢屋長兵衛様御番頭中」とされている。伊勢屋に番頭を担う者が存在し、周囲からもそのような認識されていたことは間違いない。

では、番頭は誰であろうか。「貞治郎」（貞次郎）が該当すると、筆者は考えている。

当主の長兵衛については「旦那様」、その後見を担った渡辺又四郎は「渡辺様」あるいは「御新宅様」というように、「様」の敬称が付けられている。加えて貞治郎も、「様」や「殿」と記される場合がある。こうした敬称付きの奉公人は貞治郎のみで、他には見られない。

そこで、「日記」の筆跡を見てみると、複数の書き手によることがわかる。番頭の貞治郎が記入する場合は、自身に「様」や「殿」を付けない。一方、貞治郎が外出で不在の時など、手代が書き手となった際には、貞治郎に敬称を付けたと思われる。

改めて述べると、「日記」は伊勢屋の番頭と手代により書き継がれた記録である。

さて、番頭貞治郎の動向について見ていくと、当主伊勢屋長兵衛の名代として外出し、来客への対応などをつとめている。

慶応元年十二月二十七日、旗本の秋元右近へ年賦金を渡した際、その挨拶金を受け取っている。長兵衛が金千疋で

あるのに対し、「渡辺様」に三百疋、「貞次郎様」には二百疋が送られた。金額に違いはあるものの、後見人と番頭は他の奉公人と一線を画していたのであり、後見人は番頭より上位に置かれていたことが伺える。

また、貞治郎は伊勢屋内で暮らしていたようである。伊勢屋の後見人渡辺又四郎は小日向正智院前町に居宅があり、時に応じてそこから小日向三軒町の伊勢屋に来ていた。後述する手代も、伊勢屋内に居住していない。

さらに、貞治郎の出身地と名字も「日記」から推定することができる。

慶応二年七月五日、貞治郎は梅田村（現足立区梅田か）へ出発した。「御老父」の病氣見舞いが目的である。同月十五日には、「御在所」へ帰っていた貞治郎が「御尊父御快方」により伊勢屋へ戻ってきている。貞治郎の故郷は梅田村ということが明確であろう。

そして同月二十五日、「梅田細井伝次郎様より隠居大病」を伝える使者が来訪し、貞治郎は「御隙」を願っている。「御暇」が雇用関係の終了を示すのに対し、「御隙」は一時的な休暇を意味するようで、貞治郎は「御隙」を貰って梅田村へ出立しているのである。

しかし、梅田村へ帰郷中の同月二十九日、貞治郎の老父は養生叶わず病死した。その知らせが伊勢屋に届けられた八月三日には、「梅田村細井伝次郎殿、御尊父伝蔵様去廿九日御死去之旨為御知有之」と記されている。死去した父親は「細井伝蔵」、その家督相続者は貞治郎の兄弟と思われる「細井伝次郎」であった。貞治郎は八月八日に「御実家」から伊勢屋に戻っている。

すなわち、伊勢屋の番頭は梅田村出身の「細井貞治郎」であることが判明した。

この細井家と伊勢屋は親密な関係にあったようである。

慶応元年九月、「細井伝蔵様御家内」すなわち貞治郎の母親が伊勢屋に五泊しており、その間に伊勢屋の「御隠居

様」たちと浅草へ出かけている。慶応三年三月十三日には「御隠居様・お松様・梅田老母」が浅草猿若町で芝居見物をしているが、「梅田老母」は貞治郎の母親であろう。

貞治郎の兄弟と思われる細井伝次郎の場合、同年九月六日に本郷で用事を済ませたのが夕刻となったため、梅田村へは帰らず、伊勢屋で一泊したという事例が見られる。このことから、番頭貞治郎は伊勢屋内に居住していたと考えられる。

## (2) 通勤手代

次は、手代についてである。番頭貞治郎を補佐し、あるいはその代理で働き、かつ下男ではない者が確認できる。七五郎・元治郎・文蔵の三名で、彼らが手代をつとめていたと思われる。

一人目の七五郎は、最も数多く「日記」に登場する人物で、四百五十回を越える。

この七五郎を手代とする根拠を述べたい。慶応二年十二月二十五日、旗本伊沢家の家臣による書状が伊勢屋に届けられた。借金の返済に訪問したいが、繁多な状況のため、「手代」の誰かを寄越してほしいという内容であった。それを受けて、翌日に伊沢家へ向かったのが「七五郎」である。七五郎は手代の一人と考えて良いだろう。

番頭の貞治郎が伊勢屋内に居住していたのに対し、手代の七五郎は「通勤」かよいづとめであった。その居住地は不明だが、毎日のように出勤しているので、小日向三軒町に近い場所と想定される。

また、七五郎は自らの「娘縁談」や「伴婚姻」の際に「御隙」を願い出て、「通勤」をしない日があり、三十代から五十代あたりの壮年と見受けられる。慶応三年六月晦日から九月十四日までの二ヶ月半、病気により長期療養することもあった。

以上より、小日向三軒町の近くで家族とともに暮らしながら、毎日伊勢屋に通勤奉公をしていた壮年の手代、という七五郎の姿が浮かび上がる。

二人目の元治郎も、通勤奉公をする手代であった。

慶応二年十一月十四日、元治郎は足の痛みにより出勤できなくなったため、その旨を姉に託して伊勢屋へ届け出ている。元治郎は独身と推察されるが、姉と同居していたのであるうか。

元治郎には定吉という弟もいたが、定吉は「浅草馬道住居」ということが慶応二年十月三日に記されている。

七五郎と元治郎は、七五郎の方が上位に位置づけられていたようで、二人が並記される際は必ずその順番である。同じことは元治郎と文蔵の関係にも当てはまる。伊勢屋の手代には、七五郎・元治郎・文蔵という序列が存在していたのである。

三人目の文蔵も通勤奉公をしていた。慶応二年十二月二十七日、外出先で足を痛めた文蔵が「自分宅」へ引き返したとある。「文蔵女房」の存在も確認できる。

文蔵に関しては、その手当てが判明することも興味深い。

#### 【史料②】

一、手代文蔵儀、借財等有之差支、壹両前借願出候二付、素々手当ても薄候間、九月朔日分金三両手当て相増、壹ヶ年九両手当て申聞候、

右は慶応二年九月九日の一文である。「手代文蔵」というように、手代をつとめていたことが確定する。

そして、借財を抱えていた文蔵は、一両を前借りしたいと願っていた。文蔵への手当てが少ないことを考慮した伊勢屋は、三両を増額し、一年で九両にすることを定めている。同時に、それまでの手当ては年六両であったことが判明



する。

また、文蔵は「日記」に二百五十回以上登場するが、慶応元年にはその名前が見られない。おそらく、「日記」が現存していない慶応二年の正月から六月の間に雇用され、その際に年六両という契約を交わしたのであろう。

一方、文蔵より上位にあり、以前から手代をつとめていた七五郎と元治郎は、年間九両以上の手当を得ていたと推し量ることもできる。

ところが、慶応三年十二月二十八日には次のように記されている。

### 【史料3】

一、通勤文蔵義、此度省略之廉を以、永々暇差遣し候二付、請人平八代兼亀吉同道出候二付、右之条申渡、御給金貸越金貳分銀拾匁別段為御手当金千疋、并来正月壹ヶ月壹人扶持方遣ス、引取一札取之、

文蔵は「永々暇」、すなわち伊勢屋から解雇が申し渡された。この時期の伊勢屋は財務的に厳しく、他の町人に借金を申し込んでいることが「日記」に見られる。「省略」（人員削減）の対象として、前年に雇用したばかりの手代文蔵に暇が出されたのである。

ここまで三人の手代を取り上げたが、彦兵衛という人物も手代の可能性がある。彦兵衛が「日記」に登場するのは、慶応元年に限定されている。七五郎・元治郎・彦兵衛がつとめていた手代は、慶応二年の前半に彦兵衛が文蔵に交代したと思われる。

その彦兵衛について、次のような記述がある。

### 【史料4】

彦兵衛儀、大塚壹丁目辺江住居見当候趣、就而者来ル廿日引越参り度可申儀候、則引取候、

慶応元年十一月十四日、彦兵衛は「大塚壺丁目辺」に住居を見付けたので、そこへ引っ越したいと伊勢屋に申し出ている。最後に「引取候」とあるように、彦兵衛は自宅へ戻った。小日向三軒町と大塚は距離が近く、「通勤」をする他の手代も、大塚や小日向・小石川などに居住していたのであろう。

## 二 下男・少年・女中

### (一) 下男と夜番勤

下男は、通勤奉公をする手代と異なり、伊勢屋内で生活していた。そのため、病気などの場合には宿下がりをお願いする必要があった。

また、「日記」には、下男の雇用・解雇に関する記述が複数見られ、手代に比して入れ替わりの多かったことが理解できる。

慶応元年八月二十九日、伊勢屋は重助を下男として召し抱えた。雇用期間は翌年八月までの一年間で、「御給金四両」と決められている。こうした下男を雇う際には「請人」(受人)、つまり保証人が必要で、重助のそれは小日向正智院前町の嘉七という人物であった。

同年九月二十六日、下男をつとめていた作蔵は「永々暇」、解雇となった。「不束之義有之」という理由で、詳細は定かでない。注目したいのは、その翌日に代わりの下男を雇っていることである。選ばれたのは七歳で、翌年九月までの一年雇用、給金は六両とされた。解雇となった作蔵の請人は深川扇橋町の清吉、新規雇用となった七歳の請人は神田紺屋町の助右衛門であった。

死去に伴い、下男が交代する事例もある。辰蔵は慶応元年三月に召し抱えられたばかりであったが、同年七月二十日、宿下がりをしていた牛込水道町の請人徳兵衛方で死去した。そこで伊勢屋は、八月三日に政吉を給金五両で一年間雇用することとした。政吉の請人は、八丁堀亀鳴町の東兵衛である。

これらのように、伊勢屋が雇う下男は一年雇用で、給金は四両から六両の間であった。

それは、「御新宅様」すなわち後見人渡辺又四郎の下男も同様で、こちらも伊勢屋が管理していた。慶応元年十二月十二日、京橋元数寄屋町の留吉を請人とする文七は、「御新宅下男」として五両の給金で召し抱えられた。その内の二両は「取替金」、すなわち前渡ししの契約金として文七に渡されている。

この「御新宅下男」も入れ替わりが見られる。

慶応元年七月一日、直七に「永之暇」が出された。「万事家法相背候」というのが解雇の理由であった。詳細はわからないが、前借りした給金を返済していないことが一因かと思われる。その額は「金貳両・銀六匁」で、直七は返すことができなかった。同月八日には「未夕他家奉公住不致」とあり、次の奉公先が決まらない状況も記されている。そして、早くも同月十日に後任候補者の面会が行われ、翌十一日に雇用者が決まった。常七という人物で、年五両の奉公とされた。請人は日本橋の本材木町万吉である。しかし同月二十七日、この常七は伊勢屋の女中に家へ戻ると伝えたまま、「出奔」してしまった。伊勢屋はその「給金償方」を請人万吉に請求している。

また、「御新宅下男」の新吉が、慶応三年十月二日に「出奔」した。四日後、伊勢屋は新吉の請人松五郎へ「給金渡過分」を請求する一方で、小石川御簞笥町の藤五郎を請人とする友吉を雇用した。友吉の給金は一年四両で、その中から「取替金」一両を渡している。

こうした下男の請人と交渉をするのが、手代の役割であった。特に筆頭手代の七五郎が対応した事例が多い。慶応

二年七月五日のように、手代文蔵が下男雇用のために「下町」へ出向くこともあった。

下男の中には伊勢屋の「夜番やばん」として雇用される者もいた。夜間の警備などが役割であろう。慶応二年八月二日の記事を示す。

【史料5】

一、夜番勤源助ト申下男永暇願出候ニ付、願之通昨日永暇差出、四ヶ年も相勤候由、別段金貳百疋差遣、是迄給分不殘勘定相立、引取一札取之、昨日下午宿可致処、大雨ニ付一夜止宿願、今朝下宿、

これまで「夜番勤」をしていた下男の源助が、自ら「永暇」を願い出した。勤務年数が「四ヶ年」に及んだことも判明する。他の下男同様、一年契約の雇用であったと思われるので、更新が繰り返されたのであろう。

伊勢屋はその功勞として、給金をすべて勘定したのに加え、特別に「金貳百疋」を与えている。また、本来はこの前日に「下宿」、すなわち実家に帰る予定であったが、大雨のため伊勢屋に一日止宿している。いわば円満退職であるが、必ずしもそのような者ばかりではない。

慶応三年正月二十四日、「御家風ニ不叶候」という理由で夜番伊助が解雇となった。

同月二十八日には、夜番右三郎にも「永之暇」が申し渡されている。右三郎の場合は、前年の七月二十一日に一年契約・給金四両で召し抱えられたばかりであった。

続けて解雇された伊助と右三郎の請人は、いずれも神田三河町の伝蔵という人物である。

二人が店を去ってから五ヶ月後の慶応三年六月、銀蔵を夜番として年五両で雇うことが決まった。小石川御簞笥町に居住する請人の鉄右衛門と、「人主」の同町兵蔵、そして銀蔵本人が「御目見」(面接)を受けるために伊勢屋を訪れた。「人主」は戸主を意味し、銀蔵は兵蔵を戸主とする家族の一人で、小日向三軒町に至近の小石川御簞笥町で暮

らしていたのである。

その四日後、伊勢屋の手代七五郎が銀蔵の請人鉄右衛門を訪ね、銀蔵の雇用契約が交わされている。ここでも、七五郎の下男雇用に関する役割が確認できる。

銀蔵を雇用した慶応三年六月十七日には、次のような記事が見られる。

【史料6】

一、出入之者治郎右衛門外三人之者、去月九日より夜番相頼候為挨拶金式両遣ス、

伊勢屋の「出入之者」四名に対し、夜番を担ってもらった際の礼金を渡しているのである。伊助と右三郎を解雇するなど人手不足となり、銀蔵を雇うまで、一時的に「出入之者」へ夜番勤の協力を依頼していたのであろう。

(2) 少年と女中

次は「少年」と記される者たちである。

「日記」には鎮三郎・信吉・竹蔵・鉦次郎（幸治郎）・由蔵の五人を確認できる。彼らの中では、鎮三郎が格上の立場にあったと思われる。年齢や奉公年数が上なのであろう。

慶応元年七月十五日に信吉・鉦次郎・由蔵、翌十六日に鎮三郎と竹蔵に「御隙」、すなわち一時休暇が与えられた。

【史料7】

少年信吉終日御隙被下、下宿為致候二付、御仕着木綿紺藍をぐさ嶋単物沓・手拭一・下帯一・雪踏・鼻紙・青銅  
式拾疋添被下候、同鎮次郎同断二付、木綿紺地鼠白子持豎寫一・其外同断被下候、同由蔵同段二付、木綿紺地藍  
式筋嶋単物一・其外同断被下候、夕刻帰、

【史料8】

鎮三郎終日御隙被下、下宿致し候二付、御仕着木綿紺地藍式筋嶋単物壱・金五拾疋・手拭・下帯・雪踏等被下候、幼年竹藏右同断二付、御仕着木綿紺鼠剥毛目嶋単物壱・青銅式拾疋・其外右同断被下候、夕刻帰、七月十五日が【史料7】、十六日が【史料8】で、それぞれの実家に帰る「少年」たちには、伊勢屋から諸品が下賜された。反物や手拭い、下帯、雪駄などで、金銭も与えられている。他の四名は「青銅式拾疋」ずつであるが、鎮三郎のみは「金五拾疋」であった。

なお、慶応二・三年も「御隙」による「下宿」を確認できる。いずれも「少年」たちは同じ日の夕刻に伊勢屋へ戻ってきている。つまり、実家へ日帰り可能な地域から、「少年」の奉公人を選んでいたと考えられる。

「日記」は女中についても記しているが、「少年」同様の「御隙」や、伊勢屋の家族が外出する際の「御供」のことなどが見られる程度に過ぎない。

女中の「御隙」は、「しん」と「みち」の例があり、いずれも三日間の「下宿」が認められている。「みち」の母親が伊勢屋を訪れた際に、そのまま止宿した例もある。

また、かつて奉公していた女中が、伊勢屋を訪ねてくることもあった。その一人、「きく」は再び伊勢屋に雇用されている。「ろく」の場合は、伊勢屋の親戚町人と思われる甚五郎が病気であったため、その手伝いを伊勢屋から依頼されている。

一方、前年まで女中をしていた「せき」は、御機嫌伺いに来訪したが、伊勢屋側から断られている。何かの出来事があった解雇されていたのであろう。

おわりに ―「二統」と「出入之者」―

冒頭の史料で示した通り、慶応二年十二月段階の伊勢屋は「家内人数 貳拾三人」であった。この二十三人は奉公人の数と考えられ、内訳は番頭一人、手代三人、下男八人前後、少年五人、女中六人前後と推定される。番頭は梅田村細井家の出身で、伊勢屋内に居住している。一方、手代は近くから通勤をしていた。また、下男は交代が多く、一年で五兩前後の雇用となっていた。少年や女中の「御隙」も確認することができた。

伊勢屋はこうした奉公人に対し、季節の行事などに合わせて、酒や肴を振る舞っていた。

例えば、慶応元年七月七日に「七夕之御祝儀無滞相済、入夜、一統江御酒肴被下候」とある。正月七日の「七種」、五月五日の「端午」や九月九日の「重陽」、また「初午」や「月見」などの際も同様で、いずれも「二統」への振る舞いが行われた。番頭や手代が「日記」に記した「二統」は、下男や女中など奉公人すべてを含むと考えられる。

慶応三年四月十七日の「権現様御祭礼」（徳川家康の命日）や同年九月十五日の「田中八幡宮御祭礼」（現在の小日向神社）では、奉公人に赤飯が配られた。

これらは「入夜」が多く、店を閉めてから奉公人へ酒肴が与えられたのである。

一方、先に述べた通り、夜番を担う下男が不足していた際、その役割を「出入之者」に一時委任する事例が見られた。この「出入之者」について少し見ていくと、慶応元年七月二十八日、「昨夜見勢大掃除無滞相済、御酒肴被下候、出入之者都合七人罷出候」と記されている。「見勢」（店）の大掃除を手伝ってくれた「出入之者」七人に、伊勢屋は酒肴を振る舞った。

同年十一月十五日には、「出入之者、治郎右衛門外八人」へ金銭を与えている。これは前夜に大塚で火事が起きた際、伊勢屋へ駆け付けた者たちであった。治郎右衛門は夜番勤の礼金を受け取った人物でもある。

さらに十二月十九日には「餅搗之嘉儀」が行われ、「出入之者次郎右衛門外八人」に酒が振る舞われた。伊勢屋の奉公人は「出入之者」とともに餅搗きをしていたのである。

この行事は十二月十九日が恒例だったようで、慶応二年の同日には「例年之通、出入之者罷出、餅搗無滞相済」と記されている。しかも、「骨折」であったとして、「治郎右衛門・八右衛門・瀧次郎・民次郎・市五郎・金太郎・喜三郎、都合七人」に金銭が与えられた。

彼らの名前を手掛かりに「日記」を確認してみると、職業がわかる者もいる。例えば、瀧次郎は大工、治郎右衛門と市五郎は左官、鉄太郎は植木屋であった。

さらに、「大塚町左官市五郎」や「関口水道町大工瀧次郎」という記述からは、居住地も判明する。大塚町も関口水道町も、小日向三軒町に近い。伊勢屋「出入之者」は、近隣の町人たちで構成されていたと推測できる。「左官市五郎」と「八百屋角二郎」は、大塚町で火事があった慶応元年十月一日、伊勢屋から施行金が渡されているので、八百屋の角二郎も大塚町の居住と見て間違いないだろう。

小日向三軒町の伊勢屋は、近隣に居住していた大名・旗本にとって金銭貸借の関係で、周囲の町人にとって雇用や出入の上で重要な存在だったのである。